

令和6年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター 第3回臨時理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 常務理事選定の件

次の者を常務理事に選定した。

小椋 博幸

2 決議事項を提案した理事の氏名

会長 前田 義機

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和6年8月19日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

会長 前田 義機

令和6年8月5日、会長 前田義機が理事及び監事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和6年8月19日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般法人法第96条及び定款第33条第3項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和6年8月19日

公益社団法人鳥取県人権文化センター
議事録作成者 会長 前田 義機

